

# 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務約款

ハウスプラス住宅保証株式会社

依頼者（以下「甲」という）及び登録住宅性能評価機関及び登録建築物調査機関であるハウスマス住宅保証株式会社（以下「乙」という）は、都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という）同法施行令及び同法施行規則並びにこれに基づく告示・命令等を遵守し、この約款（依頼書及び引受承諾書を含む。以下同じ）及び「ハウスマス住宅保証株式会社 低炭素建築物新築等の認定に係る技術的審査業務規程」（以下「規程」という）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という）を履行する。

#### （甲の責務）

- 第1条 甲は、依頼する住宅の情報並びに技術的審査における建築物の区分、申請の別等を低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査サービス申込書（以下「申込書」という）に明記しなければならない。
- 2 甲は、規程に従い、依頼書及び技術的審査に必要な図書を乙に提出しなければならない。
- 3 甲は、乙が提出された書類のみでは技術的審査を行うことが困難であると認めて請求した場合は、乙の技術的審査業務の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象建築物」という）の計画、施工方法その他必要な情報の追加書類を双方合意の上定めた期日まで遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 4 甲は、規程に基づき算定され引受承諾書に定められた額の料金を、第4条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
- 5 甲は、乙の技術的審査において、対象建築物の計画に関し乙がなした認定基準への是正事項の指摘に対し、双方合意の上定めた期日まで速やかに依頼図書の修正又はその他の必要な措置をとらなければならない。

#### （乙の責務）

- 第2条 乙は、法及びこれに基づく命令によるほか規程に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、技術的審査業務を行わなければならない。
- 2 乙は、引受承諾書に定められた第3条に規定する低炭素建築物新築等の認定に係る技術的審査の適合証（以下「適合証」という）を交付し、又は適合証を交付できない旨を通知する日（以下「業務期日」という）までに行わなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 乙は業務を委託した場合、本契約に定める義務と同等の義務を受託者に負わせるものとする。

#### （業務期日）

- 第3条 乙の業務期日は、引受承諾書に定める日とする。
- 2 乙は、甲が第1条及び第6条第1項に定める責務を怠った時、その他不可抗力により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延期を請求することができる。
- 3 甲が、乙にその理由を明示し書面でもって業務期日の延期を申し出た場合で、乙がその理由が正当であると認める場合には、乙は業務期日の延期をすることができる。
- 4 第2項及び第3項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については甲・乙協議して定める。

#### （料金の支払期日）

- 第4条 甲の支払期日は、前条第1項に定める業務期日とする。
- 2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。
- 3 甲が、第1項の支払期日までに支払わない場合には、乙は、適合証を交付しない。この場合において、乙が当該適合証を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

#### （料金の支払方法）

- 第5条 甲は、規程に基づく料金を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの

方法で支払うものとする。なお振込みに要する手数料は甲の負担とする。

2 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

(適合証交付前の変更依頼)

第6条 甲は、適合証の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更する場合は、双方合意の上定めた期日まで速やかに乙に通知するとともに、変更部分の技術的審査関係図書を乙に提出しなければならない。

2 乙が、前項の変更を大規模なものと認めた場合にあっては、甲は、当初の技術的審査の依頼を取り下げ、別件として改めて乙に技術的審査を依頼しなければならない。

3 前項に規定する依頼の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、技術的審査業務を第3条第1項に定める業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって依頼を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除(依頼の取り下げ)のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。甲は、既に支払った料金が過大であるときは、その一部の返還を乙に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく、第4条第1項に定める支払期日までに支払わない場合

(2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

(3) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日に適合証を交付することができないとき

2 前項の契約解除のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(甲乙の責任)

第9条 甲乙は、この契約に関し損害を受けた場合において、第5条の規定に基づき甲から乙へ支払われた一申込みあたりの審査料金の額を限度として相手方に損害賠償請求できるものとする。ただし、次の各号のいずれかにあたる時、乙は一切の責任を負わない。

(1) 甲の提出した申込書、依頼書及び技術的審査に必要な図書等に誤記等の不備があり、それに基づいて乙の審査業務が行われたとき。

- (2) 乙に故意又は重大な過失がなく、乙の予見不可能な事情により乙の審査業務に誤りが生じたとき。
- (3) 対象住宅の計画に関し、乙が甲に対して行った法が定める基準等への不適合の指摘に対し、甲が速やかに技術的審査に必要な図書等の修正またはその他の必要な措置をとらないとき。

(乙の免責)

- 第10条 乙は、技術的審査を実施することにより、甲の依頼に係る建築物が建築基準法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。
- 2 乙は、技術的審査を実施することにより、甲の依頼に係る建築物に瑕疵がないことを保証しない。
- 3 乙は、甲が提出した技術的審査依頼関係図書に虚偽があることその他に事由により、適切な技術的審査業務を行うことができなかつた場合は、当該技術的審査業務の結果に責任を負わないものとする。

(所管行政庁等への説明)

- 第11条 乙の行う技術的審査業務は、法第54条第1項の所管行政庁の認定の円滑化を図るために事前に行うものであることから、乙は、関係所管行政庁並びに一般社団法人住宅性能評価・表示協会(以下、「所管行政庁等」という)から説明を求められた場合には、当該事案にかかる技術的審査の内容、判断根拠その他の情報について、当該所管行政庁等に説明することができるものとする。

(個人情報の保護)

- 第12条 乙は、原則として、次に示す場合を除くほか、甲の同意を得ることなく、この契約に定める業務(以下、「本業務」という)に関して知り得た個人情報(以下、「個人情報」という。)を第三者に開示・提供してならない。ただし、乙は、次の通り、特に必要とされる場合には、必要な範囲内に限り個人情報を書面・電子データ等で以下の第三者へ提供することができる。なお、甲の請求があつた場合は、個人情報の第三者への提供はすみやかに停止するものとする。

(1) 第三者への提供条件

- ・ 人の生命・身体または財産の保護のために必要な場合であつて、緊急を要する等、本人の同意を得ることが困難である場合。
- ・ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
- ・ 監査機関による自主監査時に開示を求められた場合。
- ・ 事業の承継に伴つて個人情報を提供する場合。
- ・ 本業務の遂行に必要な範囲内において、業務委託先(取次店、検査機関等)、再保険引受先(損害保険会社等)、指定住宅紛争処理機関等に提供する場合。
- ・ その他法令等に基づき第三者に対する開示または提供が認められる場合。

(2) 提供される個人情報の項目

物件概要(建築主、建物名称、住所、建物用途等)、会社名、住所、氏名、電話番号、FAX番号等

- 2 乙が、特定の者との間で共同して個人情報を利用する場合には、次によるものとする。

(1) 共同して利用する者の範囲

- ・ 弊社グループ会社：ハウスプラス確認検査株式会社(以下「ハウスプラス確認検査」という。)

(2) 共同して利用する個人情報の項目

- ・ 物件概要(建築主、建物名称、面積、住所、建物用途、契約内容等)、申込者概要(会社名、住所、氏名、電話番号、FAX番号等)、その他共同利用の目的に必要な範囲の項

## 目

### (3) 共同利用の目的

- ・ ハウスプラス確認検査のサービス等の情報をお客さまにご案内させていただくため。
- ・ 弊社グループ全体として、お客さまに対するサービスの向上を図るため。

### (4) 共同利用に関する責任者

- ・ ハウスプラス住宅保証株式会社 情報セキュリティ事務局  
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番7号 徳栄ビル本館4階  
電話：03-5962-3800

## (秘密保持)

第13条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た物件の名称、所在地、面積等の情報(以下「秘密情報」という)を第三者に開示・提供又は自己に利益のために使用してはならない。ただし、甲がハウスプラス確認検査への情報提供を希望しない場合を除き、乙は、秘密情報をハウスプラス確認検査に開示・提供することができるものとする。なお、乙がハウスプラス確認検査に対して秘密情報を開示・提供する場合、秘密情報の安全性・正確性を確保し秘密情報を保持するよう周知徹底の上、これを遵守させるものとし、かかる秘密保持義務のいかなる違反に対しても、甲に対し乙はその責任を負うものとする。

2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。

- (1) 既に公知の情報である場合
- (2) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合
- (3) 所管行政庁から求められた場合

3 乙は、本業務を委託した場合、前二条に定める義務を受託者に対しても遵守させるものとする。

4 乙は、サービス利用者が本サービスを利用して登録した個人情報について、当社が別途公表する「個人情報の利用目的」の範囲内で利用することができる。また、当該個人情報の共同利用にあたっては、当社が別途公表する「個人情報保護方針」に基づき、ハウスプラス確認検査株式会社と共同して利用することができるものとする。

## (統計処理)

第14条 乙は、本業務で得た情報を、個人のプライバシーを侵害しない方法で統計処理等を行い、その結果を公表することができる。

## (別途協議)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

## (附則)

この約款は平成24年12月4日より施行する